

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部 第10回本部員会議

次 第

日時 令和2年5月8日（金）
午後3時～
場所 県庁5階 502会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 5月11日以降の本県の対応について

- ①新型コロナウイルス感染症の状況について
- ②県立学校における学校再開等に係る対応について
- ③企業等に対する要請について
- ④県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の取組みについて
- ⑤イベント等の開催に関する基本方針について
- ⑥県施設の利用再開について
- ⑦山形県新型コロナ対策応援金について

(2) 東北・新潟緊急共同メッセージについて

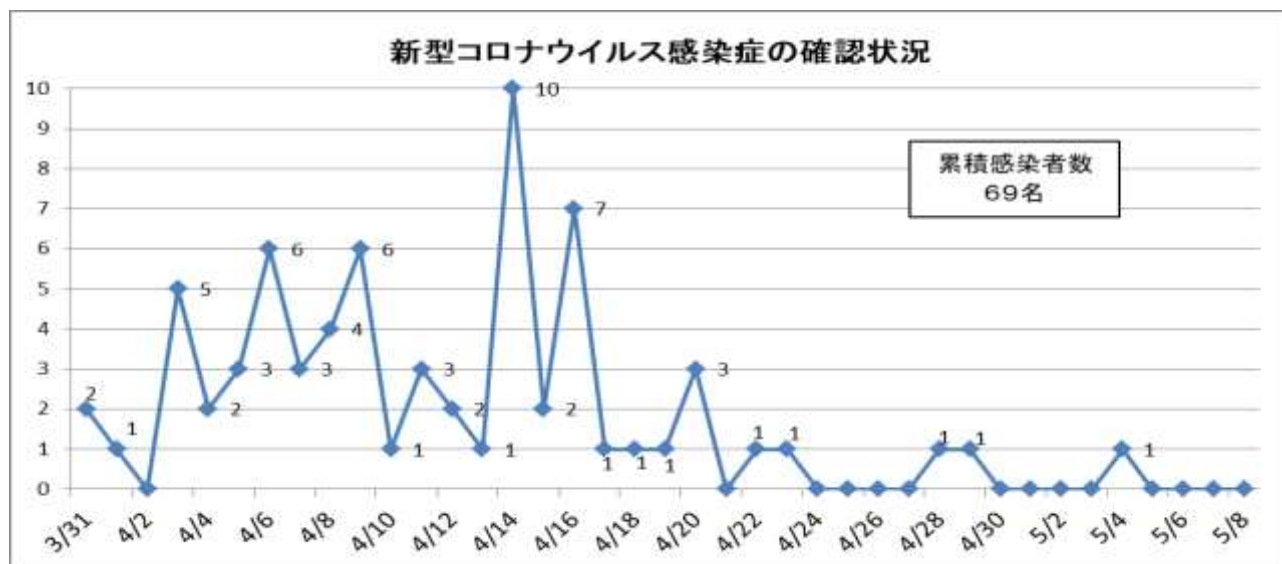
(3) その他

4 閉 会

令和 2 年 5 月 8 日

新型コロナウイルス感染症の現状

1 感染者の推移



2 入院患者数（5月8日現在）

病院名	県立中央病院	公立置賜総合病院	日本海総合病院	その他	合計
病床数	50	20	50	30	150
現在の入院患者数	6	1	1	5	13
空床率	88.0%	95.0%	98.0%	83.3%	91.3%

3 軽症患者等受入れのための宿泊施設

村山地区 2ヶ所 } 合計 200室
 庄内地区 1ヶ所 }

4 PCR検査実施数（1月31日～5月8日まで）

2, 401件（うち新規陽性69件）・・・東北で最多

以上

県立学校における学校再開等に係る対応について(案)

I 基本的な考え方

県内における大型連休中の新型コロナウイルス感染症の新たな感染者の確認がゼロ若しくは少数で推移している現状、一方で、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく全国への緊急事態宣言が5月31日まで延長されたこと、及び県内の専門家等からのご意見等を踏まえ、県教育委員会として県立学校の今後の対応について総合的に検討した結果、6月5日(金)まで、任意の登校日または授業日としての登校日を設けながら段階的に学習指導を再開していくこととする。

この場合、感染リスクが高まる3つの条件を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保など基本的な感染対策を継続するという、感染拡大を予防する新しい生活様式を徹底しながら学校における教育活動を行うとともに、県内における新たな感染者の確認状況を踏まえながら、指導の拡充を図っていく。

また、学校関係者の感染状況に応じて、感染者の自宅待機、必要に応じた校舎の消毒、更には学校使用の停止等を行うものとする。

<臨時休業中・再開後に感染者が発生した場合等の学校の対応>

1 本県が「感染者数が限定的となった地域」に区分される場合

*学校関係者とは日常的に学校を使用する児童生徒及び教職員とする。

(1) 学校関係者(*)に感染が確認されていない場合

何よりも児童生徒の安全確保のため、児童生徒の検温の有無の確認など健康観察を行うほか、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底する。

学校がクラスターとならないよう、㊦こまめな換気、㊧十分に児童生徒間の間隔をとる、㊨近距離での会話を避けるなど感染リスクが高まる3つの条件を十分考慮し、活動内容に対応した感染クラスター発生防止対策を講じた上で、学習指導を行うものとする。

(2) 学校関係者に感染が確認された等の場合

① 学校関係者の同居している家族等が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合又はPCR検査の受検対象者と判断された場合

・ 保健所と相談のうえ、必要に応じて、学校関係者本人を自宅待機とするとともに、(1)と同様の対応とする。

② 学校関係者が、PCR検査の受検対象者と判断された場合

・ 当該本人を、自宅待機とするとともに、(1)と同様の対応とする。

③ 学校関係者が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合

・ 当該本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間の健康観察期間中、自宅待機とするとともに、当該学校を一時的に閉鎖し、当該本人の学校における行動状況を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。

・ 閉鎖解除後は、(1)と同様の感染防止対策等を再開するとともに、児童生徒の健康観察の徹底や連絡体制の確認などを行う。

④ 学校関係者の感染が判明した場合

・ 当該学校を閉鎖し、当該本人の学校における行動状況を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。

・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」(以下「臨時休業ガイドライン」という。)に準じ、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携し、発生状況に応じて、臨時休業の延長や新たな臨時休業の実施を含む臨機応変な対策を別途講じるものとする。

2 本県が「感染の状況が激しい地域」または「特定警戒都道府県」に区分される場合

臨時休業ガイドラインに準じ、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携の上、臨時休業の延長や新たな臨時休業の実施を含めた対策を別途講じるものとする。

自治体首長から地域全体の活動自粛を強化する一環として要請があった場合、感染者が発生していない学校を含めた地域一斉の臨時休業を検討する。

II 対応

1 高等学校

(1) 段階的に学校再開を進める期間

- ・ 5月11日(月)から6月5日(金)まで

※ 本県教育委員会においては、5月末に政府の6月1日以降の緊急事態宣言の取扱いが判明する時点から1週間程度、新たな学習指導等への対応に向けた準備期間を設ける。なお、政府の取扱い方向が早期に判明した場合、上記期間の短縮についても臨機応変に対応していくこととする。

<準備期間(臨時休業期間)> 5月11日(月)～5月15日(金)

新たな学習指導等への準備期間として1人当たり週2回程度、3時間以内の登校日を設けることとし、指導体制等が整った学校から、下記の取組み方針により、段階的に部分的な学校再開を進めていくこととする。

(2) 学習指導

① 上記(1)の期間中の対応

- ・ 登校日を設け、分散登校を基本とする。
 - ア 登校は、以下のように段階的に拡大を図っていくこととする。
 - <部分的再開前期> 5月18日(月)～5月22日(金)
1人当たり週3回程度とし、3時間以内の授業を行う。
 - <部分的再開後期> 5月25日(月)～6月5日(金)
上記に引き続き、5月22日(金)までの県内における新規感染者数が限定的と認められた場合、1人当たり週5回、3時間程度の授業を行う。
(学校の実情により「3密」対策が可能な場合は、授業時間の拡大を図るものとする。)
 - イ 学年ごと、場合によっては学年を2グループに分割するなどしながら、登校日や登校時間、教室を分けるなどして、大勢の生徒が長時間を集団で過ごすことがないように配慮する。この場合、各地区で検討した時差通学も引き続き実施することとする。
 - ウ 登校日の限られた時間を有効に活用するため、教職員による全校的な協力体制を構築して対応する。
 - エ 進路相談や心のケアなどが必要な生徒には個別に対応する。
 - ・ 生徒の安全確保のため、基本的な感染症予防対策及び感染リスクが高まる3つの条件を避けるための対策、感染クラスター発生防止対策を以下のとおり徹底する。
 - この場合、学校医及び学校薬剤師と連携したチェック体制を確認したうえで、感染症対策を行う。
- <対策内容>
- ア 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染症予防対策を徹底する。
 - イ 発熱(37.5℃以上)や風邪症状のある生徒は活動させない(登校前の症状の有無の確認や体温測定等の徹底について保護者の協力を得る)。
 - ウ 生徒について、感染拡大地域から帰県した日の翌日から起算して2週間を経過するまで、登校しないこととする(該当する場合、学校に申告してもらう)。
 - エ 原則として教室等は常時複数の窓や戸を開放して授業等を行うこととする。天候等に

- より常時の開放ができない場合は、こまめな換気を行う（1時間に1～2回程度）。
- オ 消毒液の設置及び積極的な活用、生徒が特に手を触れる箇所（ドアノブやトイレの蛇口など）を中心に消毒などを定期的に担当者を決めて実施する。
- カ パソコンなどの道具等の共用は可能な限り避け、共用した場合は、こまめな手洗いや消毒を行う。
- キ 可能な限り距離※を確保することとし、必要に応じ、普通教室のほか、特別教室等も活用すること。

※咳エチケットを行ったうえで、生徒の距離をおおむね1～2m以上保つように座席を配置する。

一度に登校する生徒数は、上記距離が保てる範囲の人数とすること。

- ク 登校の際は、咳エチケットの要領でマスクを装着すること。
- ・ 必要に応じてウェブによる学習情報も発信あるいは活用しながら、教科書に基づく学習を進めたり、登校日に学習状況の確認を行ったりするなど、効果的な学習支援が行えるような取組みを工夫すること。併せて、引き続き、生徒の体調管理状況等も確認すること。
- <取組み例>

- ア NHK高校講座や、授業担当者等が作成した動画配信サービス、クラウドサービスなど、パソコン等を使用した在宅学習が可能なシステムの活用等、ICTを活用した学習機会の提供を行う。併せて、ICTを活用した家庭学習のモデルを示し、生徒に効果的に学習をさせるなど各校の実情に応じた指導を行う。
- イ 登校日に、学校図書館で図書の貸し出しを行ったり、自習スペースとしての活用や、学習の相談や質問等を受け付ける。学習の質問には、メールや電話を活用し生徒が質問を寄せられるようにする。
- ウ 規則正しい生活習慣の維持や体力低下を防ぐための自宅でできる運動を指示する。
- エ 生徒に生活の記録を作成させ、学習における振り返りを行い、保護者の点検を受けて学校に提出させる。
- オ 登校日に個別面談を行ったり、必要に応じて生徒の在宅日に教員から電話連絡等を行ったりするなどして、引き続き、学習の相談や心のケアを行う。
- ・ 登校の不安による欠席の申し出に際しては、保護者から事情をよく聴取し、柔軟に対応すること。

② 6月8日以降に向けた準備

- ・ 登下校時の列車利用に係る時差通学を継続することを原則とする。
- ・ 学校の完全再開後に向けた学習指導計画の見直しを行い、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習の実施方法等について検討すること。
- ・ 年間指導計画の見直しに当たっては、必要な授業の補充時間数に応じて学校行事を精選したり、時間割編成を見直したり、長期休業期間を短縮したりするなどの手立てを引き続き検討すること。
- ・ 学校行事の精選にあたっては、引き続き、基本的な感染症予防対策及び感染リスクが高まる3つの条件を避けるための対策、感染クラスター発生防止対策に基づいて、実施の可否や実施方法を判断すること。なお、教育課程に位置付けない補習及び各種資格試験、検定試験、模擬試験等においても、同様の配慮のうえ行うこと。
- ・ 心のケアを要する生徒への対応が重要であることから、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察体制の構築、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による教育相談体制を整備すること。

(3) 部活動

- ・ 活動は行わない。
- ・ 6月5日までの県内における新規感染者数等を踏まえ、活動の再開を検討していく。

(4) 教職員の対応

- ・ 教職員についても出勤前に自宅で検温を行うなど体調管理に留意すること。
- ・ 職員室においても身体的距離の確保に努め、必要に応じて別室で業務を行う等の対応をとること。業務にあたっては、パソコンなどの道具等の共用は可能な限り避け、共用した場合は、こまめな手洗いや消毒を行うこと。
- ・ 教職員の出張については、真に必要なものに限定すること。併せて、公私共に不要不急の県外との往来は控えること。
- ・ 感染拡大地域から帰県した日の翌日から起算して2週間を経過するまで、職務命令による在宅勤務とする。

(5) その他留意事項

- ・ 生徒・保護者の不安を軽減するため、学校の取組みを周知する。
- ・ 感染者等に対する偏見や差別によるいじめ防止のため、感染症に係る適切な知識を基に発達段階に応じた指導を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する長期間の対応を前提とした、新しい生活様式の定着が求められていることから、クラスターの発生が認められている場所を避けるなどの生徒の行動変容を促す指導を行う。
- ・ 学校に出入りする業者等に対しても、咳エチケット、アルコール消毒、マスク着用等の感染防止対策の徹底を要請する。

(6) その他

- ・ 給食については、当面、牛乳等を提供することとする。
- ・ 生徒の行動変容を促す中で、登校日における学級や生徒会などでの話し合いを通して、行動可能な範囲で生徒自らが考える、社会貢献活動（近所の清掃や家の手伝いなど）や感染防止のための啓発活動等を促進する。

2 特別支援学校

(1) 段階的に学校再開を進める期間

- ・ 高等学校と同様の対応とする。
＜準備期間(臨時休業期間)＞ 5月11日(月)～5月15日(金)
新たな学習指導等への準備期間として1人当たり週2回程度、3時間以内の登校日を設けることとし、指導体制等が整った学校から、下記の取組み方針により、段階的に部分的な学校再開を進めていくこととする。

(2) 学習指導

- ・ 上記期間中は登校日を設け、分散登校を基本とする。この場合、医療的ケア児や基礎疾患等がある児童生徒については、健康状態等、よりきめ細かに把握するとともに、衛生管理を徹底した上で、個々に登校の判断をすること。
ア 登校は、以下のように段階的に拡大を図っていくこととする。
＜部分的再開初期＞ 5月18日(月)～5月22日(金)
1人当たり週3回程度とし、3時間以内の授業を行う。
＜部分的再開中期＞ 5月25日(月)～5月29日(金)
大型連休後、5月22日(金)までの県内における新規感染者数が限定的と認められた場合、1人当たり週4回程度とし、3時間程度の授業を行う。
＜部分的再開後期＞ 6月1日(月)～6月5日(金)
上記に引き続き、5月29日(金)までの県内における新規感染者数が限定的と認められた場合、1人当たり週5回、3時間程度の授業を行う。
- ・ 上記のほかは、高等学校と同様の対応とする。

(3) 部活動

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(4) 教職員の対応

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(5) その他の留意事項

- ・ 高等学校と同様の対応とするとともに、以下の点に留意する。
- ・ 放課後等デイサービスによる送迎サービスの利用の場合には、感染予防対策について十分に連携すること。

(6) その他

- ・ 給食については、当面、牛乳等を提供することとする。
- ・ 寄宿舎について、学校の実情に応じて、「部分的再開中期（5月25日～）」から開舎することとする。
- ・ 児童生徒の行動が家の中に限定されがちになることから、登校日における学級などでの話し合いを通して、行動可能な範囲で児童生徒が自ら考える活動等（近所の清掃や家の手伝いなど）を促進する。
- ・ 児童生徒の居場所の確保に配慮し、放課後等デイサービス等の密集性回避の観点からも、引き続き、学校施設の利活用に協力する。

3 小・中学校（市町村教育委員会への要請）

(1) 段階的に学校再開を進める期間

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

<準備期間(臨時休業期間)> 5月11日(月)～5月15日(金)

新たな学習指導等への準備期間として1人当たり週2回程度、3時間以内の登校日を設けることとし、指導体制等が整った学校から、下記の実行方針により、段階的に部分的な学校再開を進めていくこととする。

(2) 学習指導

- ・ 小中学校については、高等学校の例を参考としながら、地域の実情や学校規模等も踏まえ、取り組みの拡大を図るものとする。
- ・ 小学校の登校については、各学校の実態に合わせて分散登校を実施する。
 - ア 自力で登校することが困難な低学年の児童も安心して登下校することができるように、地区別のグループ登校を基本とし、低学年の児童だけで登下校することがないよう学校の規模等に応じて配慮する。
 - (ア) 登校は、学校の規模や地域の感染確認状況により、以下のように段階的に拡大を図っていくこととする。
 - <部分的再開前期> 5月18日(月)～5月22日(金)
1人当たり週3回程度とし、3時間以内の授業を行う。
 - <部分的再開後期> 5月25日(月)～6月5日(金)
上記に引き続き、5月22日(金)までの県内における新規感染者数が限定的と認められた場合、1人当たり週5回、3時間程度の授業を行う。
(小規模校等、学校の実情により「3密」対策が可能な場合は、授業時間の拡大を図るものとする。)
 - (イ) 部分的再開期間においては、複数の地区グループを同日・同時時間帯に登校させることにより、週当たりの登校回数を調整する。ただし、登校後は、特別教室等も利用して、大勢の児童が長時間を集団で過ごすことがないよう配慮する。
 - イ 上記のほかは、基本的に高等学校と同様の対応とする。

(3) 部活動

- ・ 高等学校と同様の対応とする。
- ・ スポーツ少年団活動については、高等学校と同様の対応とするよう県スポーツ協会を通して依頼する。

(4) 教職員の対応

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

(5) その他

- ・ 給食については、当面、牛乳等を提供することとする。
- ・ 児童生徒の居場所の確保に配慮し、放課後児童クラブ等の密集性回避の観点から、引き続き、学校施設の利活用に協力する。

以上

1 営業自粛(休業)を要請

施設の種類	施設	内容	要請期間
接待を伴う飲食店	キャバレー、ナイトクラブ、スナック	営業自粛(休業)	5月11日(月)～5月14日(木) ※5月14日をめどに開催される政府の専門家会議の意見や政府判断などを踏まえ、状況を見ながら延長を検討
全国でクラスターが発生した施設	バー、カラオケボックス、ライブハウス		

2 感染防止対策の徹底を要請 ※5月14日をめどに開催される政府の専門家会議の意見や政府判断などを踏まえ、状況を見ながら対応を検討

(1) 遊技場・屋内運動施設

必要に応じて入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等の要請を行うこと、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとること等、徹底した感染防止対策を要請。

特に、パチンコ店、ゲームセンター、スポーツクラブ(ジム)には強く要請。

- (i) マスク着用の上、十分な座席の間隔(2m目安)を確保
- (ii) 入退出時や集合場所等において人と人との十分な間隔(2m目安)を確保
- (iii) 適切な換気と客の入れ替えのタイミングでの消毒の実施
- (iv) 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGMや効果音等を最小限のものとし、従業員が、客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする
- (v) パチンコ店については、自主的な営業時間の短縮等を要請

(2) その他の施設

必要に応じて入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等の要請を行うこと、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとること等、徹底した感染防止対策を要請。

具体的には、施設に応じて徹底した感染防止対策を求める。

- 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場
上記(i)～(iii)を実施
- 博物館、美術館又は図書館
上記(i)～(iii)+必要に応じて、入場の制限等を実施
- 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗等
上記(i)～(iii)+従業員と客、客と客との間にパーテーションを設置等
- その他、飲食店等
上記(i)～(iii)+多人数での使用を控え、大皿での取り分けによる食品提供を自粛、衛生面や健康面の管理を徹底 等

(3) 各施設共通

不要不急の帰省や旅行などの県域をまたいだ移動の自粛や、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践などを県民に要請していることを踏まえた、適切な感染防止対策を要請。

以上

営業自粛要請に関する業界団体の意見について

No	意見内容
1	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等の営業自粛要請の期間が延長されることにより、飲食業や旅館業をはじめ多くの事業所において多大な影響が出るものと容易に予測される。しかし、現在は県民の健康と生命を守ることを最優先すべきであり、やむを得ない措置と考える。 ・感染の収束状況を見極め、段階的に営業自粛を解除するなど柔軟な対応をお願いしたい。 ・営業自粛を求める際の支援金の増額、資金繰りや雇用維持等のための支援策の拡充をお願いしたい。 ・収束が見通せた段階では、飲食業や旅館業等の様々な業種に対し需要を喚起する対策の実行をお願いしたい。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルスを抑え込むためには、緊急事態宣言や自粛期間の延長はやむを得ない。しかし、山形の状況は特定警戒都道府県とは異なるので緩和すべきところは緩和してもよいのではないか。 ・本県の場合、外部からの流入者が感染源となったと想定されるので、現在の県境等での検温体制を維持し、移動を抑制しつつ、まずは学校を再開してはいかがかと考える。全国一律の行動ではなく県ごとに緩和を考えてはいかがか。 ・国に対しては、各種支援制度の実行に時間がかかりすぎると申し上げたい。この点、県や市が各種の支援策を独自に実施していることは評価する。 ・自粛の延長ということであれば融資制度だけでは足りなく、経営の維持のための補償もいよいよ必要なのではないかと考える。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・営業自粛要請の期間が延長されるのであれば、補償とセットでお願いしたい。国の補償に加え、県及び市町村においてもバックアップをお願いしたい。 ・延長する場合は、現状山形県のコロナ対策が効果を上げていることを踏まえ、業種を絞ることも検討いただきたい。 ・会員に行った緊急アンケートでは、国、県、市町村による二の矢、三の矢の支援を望む声が多かったので検討いただきたい。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・全国で緊急事態宣言の期間が延長されても、山形県は感染者が少なくなっている状況にある。これまでのような全国同様の自粛ではなく、企業ごとの対応が必要ではないか。 ・営業自粛要請が、今までと同じままであれば、立ち行かなくなる企業も出てくるだろう。また、1か月経過したとしても収束とまではいかず、都道府県によって、状況にばらつきが出てくるだろう。連休後に感染が拡大するようなことがあれば別だが、山形県の状況に応じた営業自粛要請の範囲を絞っていくことが必要ではないか。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店でも休業しているところもある。料亭はほぼクローズ。 ・要請に応じるのは仕方ないとしても、相応の手当てが無ければ本当に厳しい状況。 ・3密を防ぐ、手洗いの励行など、その効果は具体的にどこまであるのか示してほしい。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き要請に応じるのは仕方がないとは思っている。 ・スナックが大半で全く売れ上げが無いなか支払いはしていかないといけない。せめて家賃だけでも助成があればみんなで耐えることができる。 ・先が見えない中苦しんでいるので、先に見える対応をお願いしたい。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き要請に応じるのは仕方がないが、体力が持つか不透明。 ・3密の防止として衝立を準備するなど手探りで対応している。具体的な対策を示してほしい。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・5月全て休むとすぐには観光客は回復しないので、6月のさくらんぼ狩りシーズンに大きな影響が生ずる可能性がある。また、さくらんぼが売れなくなると本県経済への影響も大きくなる。 ・1か月延長は正直厳しいが、県というより国において東京をはじめとする規制を厳しくし、早く戻していくよう対応することが大事。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言が解除されても、観光に人が戻ってくるには時間がかかると思う。予約は入ってこない。 ・現在、県の営業自粛要請に従い休業しているが、例年であれば、最も客が多い時期を休んでいる。5月の連休明けは反対に客が少なくなる時期なので、今月いっぱい休むことを考えている旅館が多いようだ。 ・営業自粛要請はやむを得ないが、6月のサクランボシーズンに緊急事態宣言の解除ができればいいのではないか。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・休業要請は、国の緊急事態宣言に合わせて延長すべきと思う。延長期間は5月末まで程度と考えている。コロナウイルスを徹底的に抑え込むことが重要であり、県内産業界も全体で協力することが必要。 ・営業自粛要請が解除されれば、そのように対応するが、今、営業を再開しても観光客は来ないだろう。観光客はすぐには戻らない。低迷の期間は長く続くだろう。

令和 2 年 5 月 8 日

県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の取組みについて

1. これまでの活動実績 (4/25~5/6)

	4/25 (土)	4/26 (日)	4/27 (月)	4/28 (火)	4/29 (水・祝)	4/30 (木)	5/1 (金)	1週間 平均
①道路								
山形蔵王PA								
停車台数	110	88	163	183	96	136	105	125.9
1時間あたり台数	18.3	14.7	27.2	30.5	16.0	22.7	17.5	21.0
寒河江SA								
啓発人数	105	98	61	52	43	41	59	65.6
1時間あたり人数	17.5	16.3	10.2	8.7	7.2	6.8	9.8	10.9
道の駅・米沢								
啓発人数	35	29	22	33	52	39	58	38.3
1時間あたり人数	5.8	4.8	3.7	5.5	8.7	6.5	9.7	6.4
②鉄道								
山形駅								
列車あたり人数	5.2	5.0	5.8	8.2	5.5	5.7	8.1	6.3
米沢駅								
列車あたり人数	1.8	1.0	2.1	3.4	2.4	3.3	2.8	2.4
③空港								
山形空港								
1便あたり人数	4.6	7.7	4.5	6.0	7.5	9.0	6.0	6.1
庄内空港								
1便あたり人数	14.0	19.0	10.0	18.0	23.0	24.0	17.0	17.9
	5/2 (土)	5/3 (日・祝)	5/4 (月・祝)	5/5 (火・祝)	5/6 (水・休日)	平均		
①道路								
山形蔵王PA								
停車台数	68	88	95	84	66	80.2		
1時間あたり台数	11.3	14.7	15.8	14.0	11.0	13.4		
寒河江SA								
啓発人数	56	78	71	92	71	73.6		
1時間あたり人数	9.3	13.0	11.8	15.3	11.8	12.3		
道の駅・米沢								
啓発人数	45	58	39	88	48	55.6		
1時間あたり人数	7.5	9.7	6.5	14.7	8.0	9.3		
②鉄道								
山形駅								
列車あたり人数	5.8	3.6	4.2	4.6	6.5	5.0		
米沢駅								
列車あたり人数	3.7	2.7	1.2	1.6	2.9	2.5		
③空港								
山形空港								
1便あたり人数	7.0	3.5	7.0	8.0	14.0	7.9		
庄内空港								
1便あたり人数	24.0	9.0	12.0	9.0	24.0	15.6		

※鉄道と空港については、啓発活動した列車本数、到着便数が日によって違うため、平均値で表示しています。

① 道路

山形蔵王PA：土日・休日よりも平日の利用者が多く、主にビジネス需要によるものと思われる。

寒河江SA：最初の土日は利用者が多かったが、その後はほとんどが約 80 人/日以下（13 人/h 程度）と、低水準で推移している。

道の駅・米沢：期間を通じて、利用者数はほとんどが約 60 人/日以下（10 人/h 程度）と、低水準で推移している。

② 鉄道

列車 1 本あたりの利用人数は、期間を通じて 9 人未満と少なく、特に米沢駅では極めて少ない。

③ 空港

山形空港：期間を通じて、1 便あたりの利用者は、ほとんどが 10 人未満と少なくなっている。

庄内空港：日によってバラつきがあり、1 便あたり 20 人を超える日も見られる。

2. ゴールデンウィーク期間終了後（5/11以降）の取組み（案）

これまでの活動実績を見ると、ゴールデンウィーク期間中であっても、利用者・台数は総じて低水準にあり、県域を越えた不要不急の移動自粛が相当程度浸透しているものと考えられる。

今般、政府の緊急事態宣言の期間が全都道府県を対象に5月31日まで延長され、各都道府県は、それぞれの住民に対し、引き続き県域を越えた往来の自粛を求めていくこととなった。

このため、観光を目的とした県域を越える往来が、今後直ちに増加するとは想定しにくいものの、新型コロナウイルスの感染拡大に対する危機意識を低下させないため、以下のとおり見直したうえで取組みを実施する。

◆実施予定日

令和2年5月13日（水）

◆実施内容

① 道路： 山形蔵王PA

- ・山形蔵王ICで降りる車とPAを利用する車を対象に、チラシを配布し啓発活動を行うとともに、任意での体表面温度の測定を実施

② 鉄道： 山形駅

- ・新幹線で到着した乗客を対象に、改札口付近でサーモグラフィーによる体表面温度の測定を行うとともに、チラシを配布し啓発活動を実施

③ 空港： 庄内空港

- ・航空機で到着した乗客を対象に、到着口でサーモグラフィーによる体表面温度の測定を行うとともに、チラシを配布し啓発活動を実施

以 上

イベント等の開催に関する基本方針（案）

＜県主催イベント等＞

- 1 不特定多数の者が参加するイベント（特に、全国的又は県外からの参加者を見込むイベント）等は、当面の間、中止又は延期とする。
- 2 上記以外のイベント等で比較的少人数（最大で50人程度）のものについては、次の(1)～(5)の事項を実施できる環境等が整った場合に、各部局等において判断し開催する。
 - (1) クラスターの発生リスクを下げるため、3つの密（密閉、密集、密接）の発生が想定されないなど、以下の条件をすべてクリアすること
 - ①密閉の状態：適切に換気ができる状態にある（適切な換気システムによる持続的換気、又は1時間に1～2回程度の定期的な換気）
 - ②密集の状態：会場の広さを確保し、十分な座席の間隔（四方を空けた配置など）を確保し、お互いの距離をできるだけ2メートルを目安にあけるなどの対応が可能である
 - ③密接の状態：近接した距離での会話等が想定されない
 - ④感染防止対策：マスクの着用、手指の消毒設備、入場者の制限や誘導などが適切に講じられる
 - ⑤イベント等の内容：大声での発声、歌唱や声援が想定されない
 - (2) 2週間以内に海外又は特定警戒都道府県から帰県・来県した人には、参加（利用）を控えていただくよう事前に周知するとともに、イベント当日もその旨を会場に掲示するなどの対応を行うこと
 - (3) 参加者に対して、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、マスク着用等により感染予防策をしっかりとって参加していただくよう周知すること
 - (4) イベント等参加者の氏名と連絡先（電話番号等）を可能な限り把握すること
（イベント終了後、参加者の中から新型コロナウイルス感染者が発生した場合に、その濃厚接触者の健康観察等を確実に実施できるようにするため）
 - (5) イベント等の開催当日は、3つの密を発生させないことや感染防止を徹底するための注意事項を記載したチラシの配布、あるいは開始前の時間や休憩時間に注意事項をアナウンスするなどの対応を工夫して実施すること

＜県以外の者が主催するイベント等＞

主催者に対し、県主催のイベント等と同様の対応を求める。

今後、県内の感染状況等も踏まえて、適宜方針を見直す。

山形県総合文化芸術館の開館について（案）

県内における現行の緊急事態措置実施期間(4月17日～5月10日)終了後、下記の対応をとったうえで、開館してはどうかと考えております。

1 開館セレモニーの実施及び利用開始日について

(1) 開館セレモニーの実施

① 開館日 5月13日（水）

② 内容

- ・主催者あいさつ（知事）
- ・テープカット（6人程度）

③ 場所

- ・東側駐車場〈雨天時：メインエントランス内の大階段前〉

④ 無観客演奏とアーカイブ配信

5月14日（木）、山形交響楽団員（県内居住者）による無観客演奏を実施し、建物の魅力と合わせて映像を収録、アーカイブ配信する。

弦楽四重奏（大ホール） 4人

金管奏（2階ホワイエ） 4～5人

※「密閉」「密集」「密接」の状態とならないように、下記3の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置に基づき実施する。

(2) 利用開始日

①館内見学 5月15日（金）から

②施設利用 5月18日（月）から

2 当面利用可能な内容について

県民のための公共サービスを提供する公の施設として、新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置をとったうえで、県民を対象とした施設利用及び館内見学を実施する。

（イベント等の開催に関する基本方針に則って当面50人以下の利用について可とする。）

3 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置

別添「施設利用ガイドライン」のとおり。主なポイントは以下のとおり。

- ・ 利用可能とするのは、「イベント等の開催に関する基本方針」（令和2年5月8日山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部）に則って、比較的少人数である50人以下による次のものとする。
 - ① 会議室、練習室、スタジオ、大ホールの利用
 - ② 館内見学
 - ③ 利用申込・相談、チケット購入・払い戻し等
 - ※①・②は事前申し込み必要。③についてはあらかじめ電話予約をお願いする。
- ・ 利用可能となるのは、県民（県内居住者）とし、住所、氏名、連絡先電話番号の記載を行う。

【施設利用者及び館内見学者共通】

施設に入館される方には、感染予防のため、次のことをお願いする。

- ・ マスクを常時着用してください。
- ・ 咳やくしゃみ、発熱など感冒の症状のある方の入館を控えてください。
- ・ 2週間以内に特定警戒都道府県から帰県した方は入館を控えてください。
- ・ 施設入口に設置された体表面温度感知器で熱が感知され、あらためて体温測定を行った結果、37.5℃以上の熱がある方は入館は控えてください。
- ・ 施設入口設置のアルコール消毒液で手指を除菌した後に入館ください。
- ・ 館内のあらゆる場所で、他の人との距離をできるだけ2m以上確保した行動をとってください。
- ・ 館内での食事は控えてください。

【施設利用者】

- ・ 大ホールは適切な換気システムによる持続的換気が可能。会議室、練習室はドアや窓を開けて、1時間に1～2回程度の定期的な換気を行っていただく。
- ・ 身体的距離の確保（人と人の距離をできるだけ2mを目安に空けること）を考慮して、同時に入室できる最大入室可能人数を示す。
- ・ 感染拡大のリスクが高い大声での発声や激しい呼気を伴うもののほか、常に身体的距離を確保できない利用（一時的であっても密接となるもの）については、当面、控えていただく。

【館内見学者】

- ・ 身体的距離の確保（人と人の距離をできるだけ2mを目安に空けること）を考慮して、1回あたりの見学者人数を10名以下とする。
- ・ 視察全体の見学時間を60分以内とする。

【スタッフ】

- ・ 検温等の健康管理及びマスク着用、手指等の除菌等を徹底する。
- ・ 館内の大ホールや諸室と出入口に至る階段の手すりやドアの取っ手、トイレ等、除菌用薬剤での清掃を強化する。

4 魅力発信モール店舗「0035」の開店について

- ・ 準備が整い次第開店できるよう、指定管理者と調整中。

以上

山形県総合文化芸術館の施設利用ガイドライン（案）

このガイドラインは、開館日から当面の間における施設利用の基準を定めたものです。全国及び県内の新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、適宜見直しを行います。

1 開館日

5月13日（水）

2 開館時間及び休館日

開館時間：当面の間、9時から17時まで（本来は、9時から22時まで）

休館日：毎週火曜日（祝日の場合はその直後の平日）

3 開館後に可能となる利用内容

県民のための公共サービスを提供する公の施設として、感染予防対策措置をとったうえで、当面の間、次の利用を可能とします。

なお、「イベント等の開催に関する基本方針」（令和2年5月8日山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部）に則って、比較的少人数の50人以下の利用とします。

- ① 会議室、練習室、スタジオ、大ホールの利用
- ② 館内見学
- ③ 利用申込・相談、チケット購入・払い戻し等

4 利用可能な方

県民（県内居住者）とします。

入館時に「住所、氏名、連絡先電話番号」を記載していただきます。

団体利用の場合は、入館時に密接の状態とならないよう、あらかじめ入館者名簿に住所、氏名、連絡先電話番号を記載していただき、入館時に提出ください。

5 利用申し込み方法

3の①、②については、事前申し込みが必要です。③についても、あらかじめ電話等での予約をお願いします。

<申込先>

やまぎん県民ホール（山形県総合文化芸術館）

〒990-0828 山形市双葉町1-2-38

電話 023-664-2220

FAX 023-664-2209

<https://yamagata-bunka.jp>

<受付時間>

毎週火曜日（祝日の場合はその直後の平日）を除く9時～17時

6 利用される皆様へのお願い

施設に入館される方には、感染予防のため、次のことをお願いします。

- ・ マスクを常時着用してください。
- ・ 咳やくしゃみ、発熱など感冒の症状のある方の入館を控えてください。
- ・ 2週間以内に特定警戒都道府県から帰県した方は入館を控えてください。
- ・ 施設入口に設置された体表面温度感知器で熱が感知され、あらためて体温測定を行った結果、37.5℃以上の熱がある方は入館は控えてください。
- ・ 施設入口設置のアルコール消毒液で手指を除菌した後に入館ください。
- ・ 館内のあらゆる場所で、他の人との距離をできるだけ2m以上確保した行動をとってください。
- ・ 館内での食事は控えてください。

また、利用内容に応じて、以下のことに注意してください。

①会議室、練習室、スタジオ、大ホールを使用した会議又は練習利用等の場合

クラスターの発生リスクを下げるため、3つの密（密閉、密集、密接）を発生させない利用に注意願います。

具体的には、以下のとおりです。

1) 密閉を避ける

大ホールは適切な換気システムによる持続的換気が可能であり、換気能力も高く、空間容積を10分間で演奏中でも静音換気することが可能であるので「密閉」はクリアできる環境にあります。

会議室、練習室はドアや窓を開けて、1時間に1～2回程度の定期的な換気を行ってください。

2) 密集を避ける

身体的距離の確保（人と人の距離をできるだけ2mを目安に空けること）を考慮して、同時に入室できる最大入室可能人数を示します。実際の利用に応じて、確実に身体的距離を確保できる利用人数とするよう配慮してください。

特に、踊りやダンス等、大きな動きを伴う利用の場合には、身体的距離を確保するためさらに利用人数が少なくなることに注意願います。

（最大入室可能人数は、大ホールや諸室の利用にあたって、利用者間の身体的距離を2m以上確保することとした場合に実際に入室可能な人数と50人のいずれか少ない人数としています。）

3) 密接を避ける

近距離での会話を控えてください。

感染拡大のリスクが高い大声での発声や激しい呼気を伴うもののほか、常に身体的距離を確保できない利用（一時的であっても密接となるもの）については、当面、控えてください。

※観客席を利用する場合は、以下のことに注意してください。

- ・ 当面の間、「イベント等の開催に関する基本方針」では、比較的少人数である50人以下の利用について可としていることから、大ホールの観客席やスタジオ等に座席を設ける場合は、出演者等を含め全体で50人以下としてください。
- ・ 密集を防ぐため、身体的距離の確保（人と人の距離をできるだけ2mを目安に空けること）を考慮してください。具体的には、大ホール観客席では、左右隣の席との間を3座席空け、前後は1列空けたうえで、正面、背後に重ならないようにすることとし、スタジオ等で座席を設ける場合にも、同様の配慮をお願いします。
- ・ 会話や声援は控えてください。

② 館内見学の場合

クラスターの発生リスクを下げるため、3つの密（密閉、密集、密接）を発生させない利用に注意願います。

具体的には、以下のとおりです。

1) 密閉を避ける

大ホールは適切な換気システムによる持続的換気が可能であり、換気能力も高く、空間容積を10分間で演奏中でも静音換気することが可能であるので「密閉」はクリアできる環境にあります。

会議室、練習室はドアや窓を開けて、1時間に1～2回程度の定期的な換気を行います。

2) 密集を避ける

身体的距離の確保（人と人の距離をできるだけ2mを目安に空けること）を考慮して、1回あたりの見学者人数を10名以下とします。

3) 密接を避ける

近距離での会話を控えてください。

視察全体の見学時間を60分以内とし、案内者及び参加者同士の身体的距離を確保してください。

（施設見学の案内に従事するスタッフは、フェイスシールドを着用します。）

③ 利用申込・相談、チケット購入・払い戻し等

クラスターの発生リスクを下げるため、3つの密（密閉、密集、密接）を発生させない利用に御理解願います。

具体的には、以下のとおりです。

1) 密閉を避ける

ホール事務室は、ドアや窓を開けて、1時間に1～2回程度の定期的な換気を行います。

2) 密集を避ける

窓口で待ち時間が発生しないよう、来館時間をあらかじめ電話等で予約してください。

館内においては、身体的距離の確保（人と人の距離をできるだけ2mを目安に空けること）に配慮してください。

3) 密接を避ける

近距離での会話を控えてください。

窓口で対面応対する場合は、感染予防のため、受付カウンターに透明シールド板を設置しています。

7 スタッフによる感染リスク低減のための措置

- ① スタッフは検温等の健康管理及びマスクの着用、手洗い、手指の消毒を徹底します。
- ② 館内の大ホールや諸室と出入口に至る階段の手すりやドアの取っ手、トイレ等、除菌用薬剤での清掃を強化します。

【参考】身体的距離の確保を考慮して、同時に入室できる最大人数

最大入室可能人数は、大ホールや諸室の利用にあたって、利用者間の身体的距離を2 m以上確保することとした場合に実際に入室可能な人数と50人のいずれか少ない人数としています。

踊りやダンスなど、大きな動きを伴う利用については、身体的距離を確保できる利用人数がさらに少なくなることに注意が必要です。

	延べ床面積 (㎡) 又は座席数 (席)	最大入室可能人数 (人)	備 考
大ホール	ステージ上面積 400 ㎡ 座席 2001 席	50	
スタジオ1 (2階分の天井高)	175	38	
スタジオ2	193	44	
練習室1	107	21	
練習室2	59	9	
練習室3	57	9	
練習室4	19	4	
会議室1	37	6	(参考) 施設パンフレット記載の定員 ・ロの字形式使用の場合 各室18人
会議室2	45	6	
会議室3	39	6	

山形県産業科学館の開館について（案）

山形県産業科学館については、3月28日（土）から当面の間臨時休館としていたところですが、県内における現行の緊急事態措置実施期間（4月17日～5月10日）終了後、下記の対応をとったうえで、開館したいと考えております。

1 当面の開館日及び開館時間

(1) 開館日

5月13日（水）以降の水曜日から日曜日。従来からの休館日である月曜日に加え、火曜日を休館とします。

※入退館の管理が必要となることから、開館日に職員フル稼働できる体制を組むため、休館日を1日増やします。

(2) 開館時間

10時から17時まで。（通常：10時から18時まで）

12時から13時に一時閉館し、消毒を実施。

※開館前及び閉館後に、器具、設備等の清掃・消毒を実施します。

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置

(1) 来館者の感染リスク低減のための措置

- ① 開館エリアを3階（企業紹介ブース）及び4階（体験型遊具等）に限定します。また、出入口を4階1か所に集約し、職員を配置のうえ、来館者の体温チェック及び手指のアルコール消毒を徹底します。なお、発熱者については入館を控えていただきます。
- ② 入館者は県内の小中高生及びその保護者・教師等に限定し、入館時に住所、氏名、連絡先、学校名、学年を記載いただき、マスク着用を義務づけます。
- ③ 入館にあたっては、入館者が行き交うことを避けるよう開館エリアに一方通行を設定します。
- ④ 身体的距離を考慮して、同時に入館できる人数を50名までとします（施設の立入可能な延床面積を、一人当たり半径2mの円の面積で割り返した人数）。入館者の滞在時間は、原則として一人最大1時間までとします。
- ⑤ 館内の換気設備を常時稼働させ、十分な換気を図ります（稼働時間は職員勤務時間帯である9：30～18：15）。
- ⑥ 息を吹きかけるような展示物等については、張り紙をして使用禁止とします。また、開館時間中も器具、設備等のこまめな消毒を実施します。

(2) スタッフの感染リスク低減のための措置

- ① 高齢ボランティアの配置を休止します。
- ② スタッフの検温等健康管理及びマスク着用を徹底します。

今後、県内の感染状況等を踏まえて、適宜対応方針を見直すこととします。

山形県立図書館の開館について（案）

山形県立図書館については、3月28日（土）から当面の間臨時休館としていたところですが、県内における現行の緊急事態措置実施期間（4月17日～5月10日）終了後、当面の間、図書の貸出・返却等、サービスを一部限定した上で、開館します。

1 当面の開館日及び開館時間

（1）開館日

5月12日（火）から開館。これ以降は、従来の開館日のおり、火曜日から日曜日（第3日曜を除く）及び第2・第4月曜日を開館。

（2）開館時間

10時から17時まで（通常：9時から19時まで）

2 提供サービス

（1）利用できるサービス

- ・ 総合カウンターでの図書資料の貸出・返却
- ・ 開架エリアでの資料閲覧
- ・ 「おはなしの部屋」は事前予約制（同じ時間帯に一家族のみ利用）とする。

（2）利用できないサービス

- ・ 長時間利用が想定されるエリアや壁などで区切られているエリアの利用（例）サイレントルーム、視聴覚ブース、新聞・雑誌コーナー 等
- ・ 対面による調査相談（レファレンス）
※電話、郵送、FAX、インターネットにより申込んだものには別途対応する。

3 利用可能者

○ 利用登録者等、県民の方

- ・ 入館時に住所、氏名、連絡先、体調等のチェック項目を記載してもらう。
- ・ 図書館における滞在時間を一定程度（例：一時間程度まで）とすることを利用者に要請する。

4 利用者の感染防止対策

- 同時入館可能人数は、100名程度までとする。※身体的距離を考慮し算出
- 利用者はマスク着用、体表面温度チェッカーによる検温及び手指アルコール消毒の上、入館
- 体調不良者は入館を自粛するよう注意喚起

- 総合カウンターに、透明ビニールシートを設置
- 総合カウンター前には、利用者が身体的距離を確保して並ぶための立ち位置を明示
- 定期的な換気を実施
- 返却本は、都度、表紙を消毒液により消毒
- 共用物品は、定期的に消毒（午前、午後各1回程度）

5 スタッフの感染リスク低減のための措置

- 毎朝の検温及びマスク・手袋着用を義務付け

今後、県内の感染状況等を踏まえて、適宜対応方針を見直す。

以上

「山形県新型コロナウイルス対策応援金」について（案）

【目的】

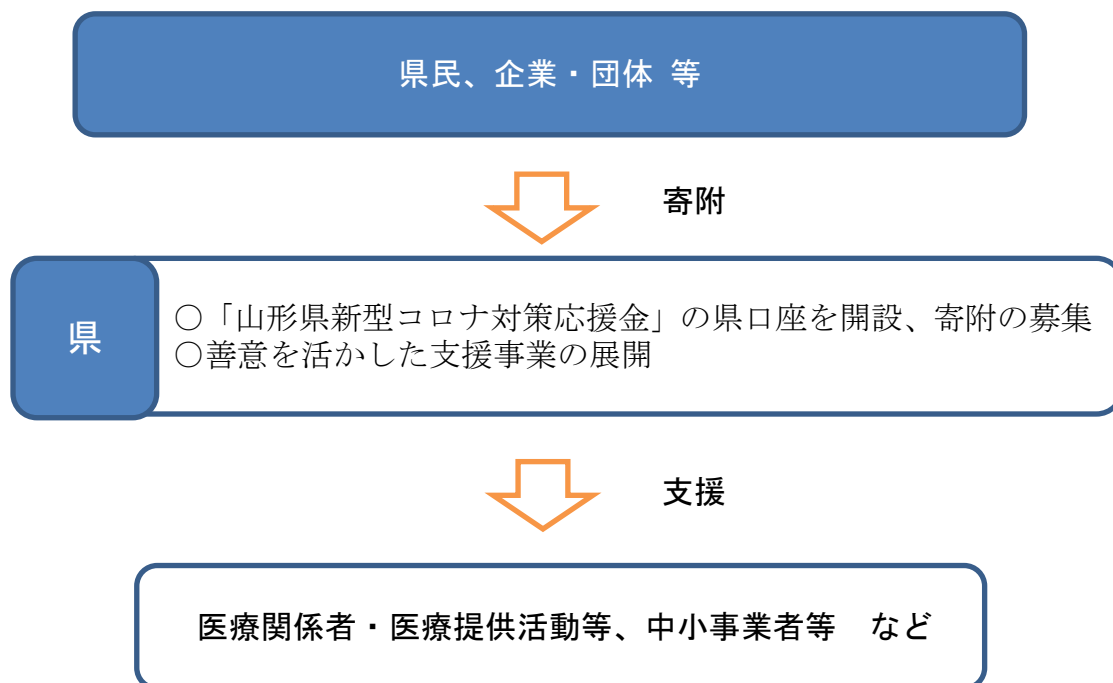
新型コロナウイルス感染症のため医療の最前線で活躍している医療従事者、及び新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている県内の中小事業者等を支援するため、「山形県新型コロナウイルス対策応援金」を開設し、広く県民、県内企業・団体、県外から、助け合いの気持ちを善意の寄附金として募るもの。

【口座の開設】

「山形県新型コロナウイルス対策応援金」の県口座を開設。

【応援金の使途】（イメージ）

- ・ 県民の命と健康を守るため県内の医療関係者や医療提供活動等に対する支援
- ・ 感染拡大により大きな影響を受けている中小事業者等に対する支援 など



新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 東北・新潟共同メッセージ ～心をひとつに故郷を守ろう～

4月16日に「緊急事態宣言」が全都道府県に発令された後、私たちの地域においては、外出の自粛や感染防止対策の徹底により、新規感染者数が減少傾向となってまいりました。事業者の皆様をはじめ、県民・市民お一人おひとりのご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

しかし、「緊急事態宣言」は、全国的な感染状況を踏まえ、5月31日までの延長が決定されており、依然として予断を許さない状況が続いています。

施設の使用制限を解除した地域もありますが、再び感染が拡大すれば、あらためて徹底した対策を講じざるを得なくなります。再度のまん延や医療崩壊を防ぐため、県民・市民の皆様には、引き続き、以下の点について、ご協力を強くお願いいたします。医療関係者をはじめ、生活に不可欠な業務に従事している方々を感謝の気持ちで応援するとともに、東北・新潟が一丸となって、新型コロナウイルス感染症の終息に向けて取り組んでまいりましょう。

1 県境をまたぐ移動等の自粛の継続

東北・新潟県の圏域内や関東・関西等を含め、不要不急の帰省や旅行など、県境をまたいでの移動、自粛の要請をしている地域における繁華街の接待を伴う飲食店等への外出は、引き続き自粛をお願いいたします。

2 新しい生活様式の定着

「三つの密」を徹底的に避けること、手洗いやマスクの着用、人と人の距離の確保、在宅勤務・時差出勤など人との接触の機会の低減等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底されるようお願いいたします。

令和2年5月8日



青森県知事 三村 申吾



岩手県知事 達増 拓也



宮城県知事 村井 嘉浩



秋田県知事 佐竹 敬久



山形県知事 吉村美栄子



福島県知事 内堀 雅雄



新潟県知事 花角 英世



仙台市長 郡 和子



新潟市長 中原 八一

農家のみなさまへ

～ 「人」と「農業」を新型コロナウイルスから守るために ～

農作業が本格化しています。
農家や従業員の皆さんが新型コロナウイルスに感染しないよう対策を徹底しながら
農作業事故に十分注意して作業を行いましょう。

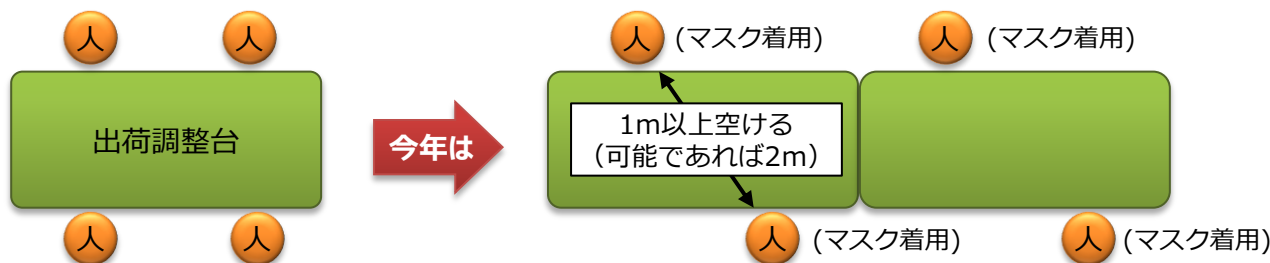
対策1 作業する人全員の体調をチェックしましょう

- ◆ 朝（作業前）と夕（作業後）に体温を測定して記録しておきましょう。
- ◆ 発熱などの症状がある場合は、自宅待機してください。
- ◆ 発熱や強いだるさ、息苦しさなどがある場合は、「新型コロナ受診相談センター」（電話：0120-88-0006）にお問い合わせください。

対策2 3密（密閉、密集、密接）にならないように工夫しましょう

- ◆ 定植や収穫等の外作業時も含めて、できる限りマスクを着用しましょう。
- ◆ 出荷調整などの室内作業は、
 - ① 窓を開けて行うか、定期的に換気を行いましょう。
 - ② 隣の人と距離をとらましょう（下図）。
 - ③ 会話等は必要最小限にましょう。
- ◆ 出荷調整施設（小屋）等に入出入りする時は「手洗い」と「手指の消毒」を行いましょう。
- ◆ ドアノブや手すり等の人がよく触れるところは、拭き取りを行いましょう。
- ◆ 休憩や食事の時も、時間をずらしたり、十分に距離を空けましょう。

出荷調整作業時の配置例



もしも、家族や従業員が感染した場合は

- ◆ 家族や従業員等への感染が確認された場合には、保健所に連絡し、対応について指導を受けてください。
- ◆ 感染者の濃厚接触者と特定された人は、14日間自宅待機します。その間に、発熱又は呼吸器症状を呈した場合は、保健所に連絡し、行政検査（PCR検査）を受検します。
- ◆ 保健所の指示に従って、感染者が作業に従事した区域の消毒を実施します。
- ◆ 緊急を要し、自ら施設の消毒を行う場合には、感染者が作業に従事した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所を中心に、消毒液で拭き取り等を実施してください。
- ◆ 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありませんので、焦らず対処ましょう。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくな屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

政府の緊急事態宣言による期間の延長を踏まえた 山形県における新型コロナウイルス対策に関する考え方

令和 2 年 5 月 8 日
山形県新型コロナ総合戦略会議

山形県における新型コロナウイルス対策の新たな考え方（令和2年4月11日山形県新型コロナ総合戦略会議決定）に基づき、4月18日から5月10日までの間の対策が実施されているところであり、今後の対策の方向性についての考え方を提言する。

1 現状認識

(1) 感染拡大の状況について

3月31日に県内ではじめての感染者が確認されて以降、これまでに69例（5/7現在）の陽性者が確認されている。

陽性が確認された者については、これまで、症状にかかわらず、県内6箇所の感染症指定医療機関等に入院していただいたが、これまでに55人の方が退院できたところである。

現在、感染症対応病床数約150床の使用率は、約1割であり、県内の医療体制は十分に維持されている。

また、感染拡大のスピードについては、初めの17日間（3/31～4/16）で58例まで急増したものの、その後21日間（4/17～5/7）は11例にとどまっており、感染拡大を抑え込めているといえる。

なお、山形県はここまでのところ、全国でも人口当たりの検査数が多く、濃厚接触者への検査も十分に行うことができていることから、引き続き、県外の感染者からの感染を防止できれば、今後すぐに新規感染者数が拡大することは考えにくい。

(2) これまでの措置の効果についての認識等

4月16日に決定された措置のうち、県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温（以下「啓発活動等」という。）を実施したこともあり、県外からの移動者数が、低水準で推移している。

また、4月18日からの個人への県域を越えた県外移動についての自粛要請と、同月25日からの宿泊業や飲食店、娯楽業など企業等における感染拡

大防止対策への協力要請を実施している。その一方で、要請に対して応じない事業者もあることが課題である。

これらの対策が感染者数低減への効果が数字として現れるのは5月2日以降であるが、これまでのアナウンス効果もあり、対策の効果が十分出ていると認識できるので、今後は、啓発活動等は限定的にすることも考えられる。

(3) 今後の感染拡大の見通しについて

現状では、無症状の方がいる可能性が否定できないことから、感染拡大が完全に防止できているまでの認識にはいたっていないが、県内の方に限ってみれば、クラスターの発生は一定程度防止できており、引き続き、必要な対策と、県外の方との接触を限りなく抑えることができれば、大きく感染拡大する可能性は少ないと考えられる。

2 今後の対策のあり方の基本的考え方について

(1) 今後の対策のあり方については、引き続き、首都圏などの特定警戒都道府県をはじめ、できる限り、県外の方との接触を避けていただくことを基本に、累積感染者数の伸び率や対応可能な病床数の空床率を参考指標にするとともに、新規感染者数や政府の専門家会議が掲げる、感染経路不明の感染者数の割合などの感染の状況（疫学的状況）や医療提供体制（医療状況）等を踏まえ、県の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部において総合的に判断されることが望ましい。

(2) 段階的自粛解除の考え方

累積感染者数の伸び率や新規感染者数の状況が現状のような緩やかな状況にとどまり、対応可能な病床数の空床率が8割以上確保されていれば、他県の方との接触が抑制されている限り、県内におけるクラスター発生の可能性の少ない行動については、段階的に自粛を解除することが望ましい。

そのうえで、累積感染者数の伸び率の急激な変化や新規感染者の急増、対応可能な病床数の空床率が実質的（※）に8割を下回る水準になる等の場合、これまでの対策を再度実施することが望ましい。

※軽症者・無症状者については、一定程度は宿泊施設に移送することを想定したうえで、中等症以上の患者数により実質的な空床率を判断する。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を 5 月 31 日まで延長し、令和 2 年 5 月 7 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県については、同月 16 日）から 5 月 31 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

全都道府県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

- 今後の急激な感染拡大を抑止できる程度にまで、新規感染者を減少させるための取組を継続する必要があることなどから、引き続き、現在の枠組みを維持し、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域として感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある。

ただし、特定警戒都道府県（13都道府県）とそれ以外の特定都道府県では、感染の状況等が異なることから、特定警戒都道府県においては、引き続き、これまでと同様の取組が必要である一方、それ以外の特定都道府県においては、県下における感染の状況を踏まえつつ、「三つの密」の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していくこととする。

- 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ① 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ② サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ③ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ④ 未だ全国の新規報告数は200人程度の水準となっていることや医療提供体制の負荷に対応する必要はあるものの、新規報告数が減少傾向に転じていること等に鑑み、まん延防止策を講じるにあたっては、以下の点に留意しつつ、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に移行していくものとする。

・地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを上げていくこと。

・まん延の状況は地域によって異なることから、各都道府県知事が適切に判断する必要があること。その際、人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域のまん延状況に留意する必要があること。

・段階的に社会経済の活動レベルを上げるとしても、全ての住民、事業者において、

後述するように感染拡大を予防する新しい生活様式を定着させる必要があること。
また、仮に、再度、感染の拡大が認められた場合には、厳しい行動変容の要請を行う必要があること。

○ 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

情報提供・共有

- ・「新しい生活様式」の在り方の周知。
- ・室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
- ・従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・家族以外の多人数での会食を避けること。
- ・今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。

まん延防止

1) 外出の自粛（後述する職場への出勤を除く）

- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第 24 条第 9 項等に基づき、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促すとともに、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

このほか、現にクラスターが多数発生しているような場や、「三つの密」のある場については、これまでと同様、外出を自粛するよう促すものとする。

一方で、これら以外の外出については、5月1日及び4日の専門家会議の提言を踏まえ、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を住民に求めていくものとする。

2) 催物（イベント等）の開催制限

特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、クラスターが発生

するおそれがある催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについては、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等を行うものとする。特に、全国かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、適切に対応する。ただし、リスクの態様に十分留意すること。

3) 施設の使用制限等

- ① 特定警戒都道府県は、・・・例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。また、屋外公園を閉鎖している場合にも、同様に対応していくことが考えられる。

また、特定警戒都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求めることとする。

- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第24条第9項等に基づく施設の使用制限の要請等については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じて判断を行うものとする。

その際、クラスター発生の状況が一定程度、明らかになった中で、現にクラスターが多数発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設の使用制限の要請等を行うことを検討する。一方で、クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。また、まん延防止にあたっては、導入が検討されている接触確認アプリやSNS等の技術を活用して、施設利用者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第45条第2項から第4項までに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。

なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、特定の施設等に人が集中するお

それがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求める。

- ③ 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとし、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言を行うこととする。

4) 職場への出勤等

- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進すること。
- ・職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
- ・別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

5) 学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」、及び5月1日に発出した「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」等において示した臨時休業の実施に係る考え方について周知を行い、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

8) その他共通的事項等

- ① 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第5条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧に説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第20条に基づき政府対策本部と密接に情報共有を行う。政府対策本部は、専門家の意見を聴きながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ② 政府及び地方公共団体は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることから、緊急事態措置を講じるにあたっては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図ることに留意する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）

- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（抜粋）

令和2年5月4日事務連絡

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

○ 催物（イベント等）の開催制限

特定警戒都道府県以外の特定都道府県

「比較的少人数」とは、例えば、対象となるイベント等に参加する人数が最大でも50人程度と想定している。ただし、比較的少人数のイベント等であったとしても、イベント等を開催するためには、以下のような条件を満たす必要があると考えられる。

- ① 三つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

具体的には、比較的少人数であり、かつ上記のような条件が満たされる演奏会（歌唱を伴わないもの）や茶会などの室内イベント、又は野外におけるイベント（近距離での会話を伴わないもの）など、地域の感染状況等も踏まえて、催物（イベント等）の開催制限の解除等を検討すること。

○ 施設の使用制限等

・博物館、美術館又は図書館等

必要に応じて入場者等を制限することなどにより、人と人との接触機会を低減しつつ、感染防止対策等を講じることを前提に、開放することが考えられる。また、屋外公園等を閉鎖している場合にも、住民の健康的な生活を維持するため、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に、開放することが考えられる。

・ゴルフ場

営業自粛等の協力依頼を行っている場合には、感染リスクが比較的高いと考えられるロッカールームにおける人と人との接触を避けるための工夫や、クラブハウス等での懇談会や食事会等を原則控えることなどを含む徹底した感染防止対策を実施することを前提に、協力依頼の緩和や解除を含め、各都道府県において適切に判断すること。

特定警戒都道府県以外の特定都道府県

これまでにクラスターが発生した主な施設類型（スポーツジムスポーツ教室等の屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店など）や、「三つの密」が発生しやすい施設類型については、地域の感染状況等を踏まえ、引き続き、施設の使用制限の要請等を行うことを検討すること。

一方で、これまでクラスターの発生が見られず、「三つの密」を回避できる施設類型については、必要に応じて、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等の要請を行うこと、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとること、基本的な感染防止対策の徹底等を行うことを施設管理者等に対して強く働きかけることを前提として、施設の使用制限の要請等の解除や緩和を検討すること

(ア) これまでのクラスターが発生した主な施設以外の施設

・ (例1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場

(i) マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること

(ii) 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること

(iii) 適切な消毒や換気等が行われること

などの徹底した感染防止対策が行われること。

・ (例2) 博物館、美術館又は図書館

これらの施設では、例1の(i)(ii)(iii)のような対策に加え、必要に応じて、入場の制限等を講ずることにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保されるなどの徹底した感染防止対策が行われること。

・ (例3) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、自動車教習所又は学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

これらの施設では、例1の(i)(ii)(iii)のような対策に加え、従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染症対策が行われていること。

・ 遊技場

(i) マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること

- (ii) 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること
- (iii) 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- (iv) 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること

など、徹底した感染防止対策が行われることにより、必ずしも地域におけるその施設類型は「三つの密」が発生しやすい環境等にはないと各都道府県が判断する場合には、地域の感染状況等を踏まえて、施設の使用制限等の緩和や解除を検討しうるものとする。

(イ) これまでにクラスターが発生した主な施設類型

施設の使用に関して、引き続き感染防止についての格段の留意が必要であり、地域の感染状況等を踏まえて、各都道府県において適切に判断すること。また、これまでにクラスターが発生した主な施設類型のうち、密閉した空間での大声での発声等を伴うカラオケやライブハウス、あるいは近接した距離での会話等を伴うキャバレーやナイトクラブ等は、特に感染リスクが大きいと考えられることに留意すること。

(ウ) その他

・営業時間の短縮等の協力依頼を行っている施設（例えば、食堂、レストラン、喫茶店などの接待を伴わない飲食店）

- (i) 個室などの密閉した部屋の使用や、座敷席等における多人数での使用を控え、
 - (ii) 座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除するとともに、
 - (iii) 接客時等におけるマスク着用、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食品提供の自粛や、
 - (iv) 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底することに加え、
 - (v) 酒類の提供時間についても配慮する
- など、こうした徹底した感染防止対策が講じられる場合には、営業時間の短縮等の協力依頼の緩和等を行うことを検討すること。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）より

今後の行動変容に関する具体的な提言

感染拡大を予防する新しい生活様式について

- 新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践していく必要がある。これは、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防のために行うものである。

- 新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例がある。新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠である。そのためには一人ひとりの心がけが何より重要である。具体的には、人と身体的距離をとることによる接触を減らすこと、マスクをすること、手洗いをすることが重要である。市民お一人おひとりが、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけていただくことで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができ、ご自身のみならず、大事な家族や友人、隣人の命を守ることにつながるものと考えている。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点

(各業種に共通する留意点)

- 人との接触を避け、対人距離を確保(できるだけ2mを目安に)することのほか、以下のものが挙げられる。
 - ・ 感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む)
 - ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
 - ・ マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
 - ・ 施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)
 - ・ 施設の消毒

(症状のある方の入場制限)

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限する)

(感染対策の例)

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
 - ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
 - ・ 手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
 - ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
 - ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
 - ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- ※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。(手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。)

(トイレ) (※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・ 便器内は、通常の清掃が良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

(休憩スペース) (※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ゴミの廃棄)

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。